



認知症対応型共同生活介護 サービス利用料金表

グループホームいるか乃里

R7,4,1～

単位：円／日

費 目			要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付一割負担分(※)	①	基本介護費	¥761	¥765	¥801	¥824	¥841	¥859
	②	医療連携体制加算(Ⅰ)	¥37					
	③	サービス提供体制加算(Ⅱ)	¥18					
	④	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3					
	①+②+③+④=(イ)		¥782	¥823	¥859	¥882	¥899	¥917
	(イ)×30日分=(ロ)		¥23,460	¥24,690	¥25,770	¥26,460	¥26,970	¥27,510
	⑤	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (ロ)×18.6%=(ハ)	¥4,364	¥4,592	¥4,793	¥4,922	¥5,016	¥5,117
	⑥	初期加算(日)	¥30					
	(ロ)+(ハ)=(ヘ) ただし、⑦を含まない時		¥27,824	¥29,282	¥30,563	¥31,382	¥31,986	¥32,627
保険外負担分	⑦	家賃(水道光熱費含む) 5帖タイプ	¥69,000／30日分 (¥2,300／日)					
	⑧	家賃(水道光熱費含む) 7帖タイプ	¥75,000／30日分 (¥2,500／日)					
	⑨	家賃(水道光熱費含む) トイレ付タイプ	¥90,000／30日分 (¥3,000／日)					
	⑩	食事代(一日3食)	¥48,000／30日分 ¥1,600／日(朝食¥400、昼食¥600、夕食¥600)					
	⑪	その他の料金	実 費					
	5帖タイプ利用：⑦+⑩+⑪=(ト)		¥117,000+⑪					
	7帖タイプ利用：⑧+⑩+⑪=(チ)		¥123,000+⑪					
	トイレ付タイプ利用：⑨+⑩+⑪=(リ)		¥138,000+⑪					
費用合計	5帖タイプ利用：自己負担合計(30日分) (ヘ)+(ト)		¥144,824 +⑪	¥146,282 +⑪	¥147,563 +⑪	¥148,382 +⑪	¥148,986 +⑪	¥149,627 +⑪
	7帖タイプ利用：自己負担合計(30日分) (ヘ)+(チ)		¥150,824 +⑪	¥152,282 +⑪	¥153,563 +⑪	¥154,382 +⑪	¥154,986 +⑪	¥155,627 +⑪
	トイレ付タイプ利用：自己負担合計(30日分) (ヘ)+(リ)		¥165,824 +⑪	¥167,282 +⑪	¥168,563 +⑪	¥169,382 +⑪	¥169,986 +⑪	¥170,627 +⑪

※ 保険給付一割負担分 ……

基本的には一割負担、九割は介護保険負担となりますが、利用者様の所得金額に応じて、三割負担の方もおられます。

※ ① 基本介護費 ……

介護保険法に定められた、認知症対応型共同生活介護サービスの介護度別基本介護費の個人負担分(一割)の表記となっています。

※ ⑥ 初期加算 ……

1日につき30単位を加算(登録日より30日まで)、30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も算定できます。

※ その他各加算について

② 医療連携体制加算……次のいずれかに該当する場合に加算されます。

- (I) イ 事業所看護師を常勤換算で1人以上配置し、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し24時間連絡出来る体制を確保。重度化した場合の指針を定め、家族に説明。
- ロ 事業所看護師を常勤換算で1人以上配置
- ハ 看護師より24時間連絡出来る体制を確保
- (II) 上記イ～ハのいずれかを算定。該当する医療的処置を実施している場合

③ サービス提供体制加算……次のいずれかに該当する場合に加算されます。

- (I) 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合
- (II) 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
- (III) 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合。または、介護従事者総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合

④ 認知症専門ケア加算……次のいずれかに該当する場合に加算されます。

- (I) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが、入居者の1/2以上
認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置
認知症ケアに関するミーティング・カンファレンスの定期開催
- (II) 認知症専門ケア加算(I)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者修了者・
認知症ケアに関する専門性の高い看護師 1名以上を配置し、研修計画の作成と実施。

⑤ 介護職員等処遇改善加算……

介護職員、その他職員の賃金改善について、規定された賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合に算定。加えて、該当する所定の規定を、適正に実施している場合に算定できる。

(I)～(IV) 各規定に応じた内容に適合した区分での算定が出来る。現在、当事業所では(I)での区分認定をもらっており、各加算の所定合算単位数に18.6%を乗じた単位を算定している。

※その他、加算の請求について

上記加算のほかに、利用者の状態や事業所の体制に応じ、下記のような加算を、介護保険法の規定に準じ算定する場合があります。

- ・看取り介護加算
- ・若年性認知症利用者受入加算
- ・高齢者施設等感染対策向上加算
- ・科学的介護推進体制加算

※その他、保険外負担分 家賃(⑦～⑨)について……

利用者様にご利用されている居室のタイプに応じて、料金の費用負担をいただいております。料金は、基本的に一か月の定額請求となっており、月途中で入所された方に関しては、日割り計算となります。

※その他、保険外負担分 その他の料金(⑩、⑪)について…

利用者様が日常生活を営む上で必要と認められ、個人的にご利用いただいた分の費用となります。

⑩ **食事代**。費用には、午前・午後のおやつ代も含まれます。食事回数に応じて費用請求させていただいております。

⑪ **その他の料金**。利用者様が個人的に使用された物品や、排泄用品、医療費、薬代、娯楽費、嗜好品、日常生活品などは、個人負担となります。また、病院受診等同行費なども、個人負担となります。